播磨國風土記の国府編集

)キーワード=尔時・爾時・於是・郡レベル編纂・国庁編纂

一、はじめに

廣 岡 義 隆

注(3) 飯泉健司氏(「霊剣の主張─播磨国風土記・旧聞異事の生の研究』ミネルヴァ書房、一九六三年一○月)としている。が承け伝へてゐるのである」(「播磨国風土記未精撰考」『風土記が承け伝へてゐるのである」(「播磨国風土記未精撰考」『風土記書

注(23) 飯泉健司氏(「霊剣の主張―播磨国風土記・旧聞異事の生法(23) 飯泉健司氏(「霊剣の主張―播磨国風土記・旧聞異事の生を残していると考えている。 し、「文字資料を基にした国司の思惑が隠されている」とする。しかし私は、三条西家本『播磨國風土記』は各郡からる。しかし私は、三条西家本『播磨國風土記』は各郡から国庁へ提出されたままの未精撰の稿本であると考えていると共に、文書保管の面からも郡家(郡衙)レベルの原稿本とと共に、文書保管の面からも郡家(郡衙)レベルの原稿本とと共に、文書保管の面からも郡家(郡衙)レベルの原稿本とを残していると考えている。

即ち、左の通りである。 右に注記した理解について、大きく変更するものではない。

・『播磨國風土記』は未精撰の原稿本である。

府へ提出された。・当初原稿は、『出雲國風土記』同様に郡単位で編集され、

玉

国庁レベルによる大きな編集の手が入る前の姿である。

播磨國風土記の国府編集

右の三件についての考えは変わっていない。第二項の郡家右の三件についての考えは変わっていな。 これは『出雲國風土記』のみに関わることではな集され国府へ提出されたことが、その郡末記載から明らかと集され国府へ提出されたことが、その郡末記載から明らかと集され国府へ提出されたことが、その郡末記載から明らかとり、『常陸國風土記』においては明確に郡家において素稿が編が、『出雲國風土記』の書名は変わっていない。第二項の郡家

国庁等に保管されていた文字資料によるものとするが、 おいて書いた「異剣譚寸考」の原史料について、 詳細なデータを把握していたからである。 土記に該当するはずである。 家レベルでの当初稿の編纂は、五風土記のみならず、全ての風 最低限の修訂に留めたものと考えられるのである。こうした郡 書いた内容そのものには立ち入らず、漢文上おかしい文章上の 立して書き上げられ、 な書き方が可能である。 が、当初から国府において執筆編纂したものであれば、 本書紀』景行天皇十二年条に依拠しての執筆であるからである 来条、大野郡血田の名号由来条、また速見郡の郡号由来条 の各条における土蜘蛛記事はそれぞれ重複する。 例えば『豊後國風土記』においては、 その原史料は郡家に保管されていたもの しかも国府及び大宰府においては、 しかし現実には、 現地情報は国府よりも郡家がより 直入郡袮疑野の名号由 これにより、 郡単位でそれぞれ独 これらは 飯泉健司氏は 統 前稿に 郡で 一的 Ī ح

と見る点においても、変更を要するものではない。

のではなからうか。

しかしながら、「『出雲國風土記』仁多郡三澤郷条について一しかしながら、「『出雲國風土記』仁多郡三澤郷条について一という語の調査から、国庁における編集の手が『播磨國風土記』という語の調査から、国庁における大きな編集の手が入る前の姿を残しているという点においては変更する必要が無いと考えるものであるが、全く未整理の素原稿というわけでもないということについて言及しておくのが良いと考えるに筆を執ることにした。諒解されたい。

二、「介時」と「於是」

て用いられている。 「介時」(尓時・爾時) は一般に「そのとき」と訓読している。現代語の「そして」に近い語であり、安易な接続の語としてあこの語は話を展開して行く「つなぎ」の役目を果す語としてある。

言はないと何か氣がすまないやうな物足りない感じを懷くゐるとしても、我々現代人は「でも」とか「そして」とか。…上略…さういふ前後關係といふものがすつかりわかつてする。

姿続の語の早い事列に正倉院仮名文書の甲锺文書・乙種文書接にその影響を受けてゐたらう。 (以上、池上禎造氏故いまでも支柱であつた。したがつて初期のものは直接間…上略…わが國の散文の歴史からいへば、漢文は母胎では

に三例、「表」に一例、「詩」に一例)、小島憲之氏は「佛典に多い」と「介時」については『藝文類聚』に五例があるが(『世説新語使用されていないというように、』やはり偏在するのである。記の割注箇所に一例のみが存し、『日本書紀』や『懐風藻』ではこの「介時」の語について『古事記』においては、下巻允恭

播磨國風土記の国府編集

このように、編纂物に偏りが存する語である。

"常陸國風土記』"豊後國風土記』 では一例も使用されていない。

は、「尓」「爾」を含んでの計数としてある。 六九三〇八例もヒットする。この「尒時」の「尒」字について 指摘する。確かに、『大正蔵』での検索では三九二八二件

法が「介時」に近いつなぎの語としてある。 は同一に扱えない。一方、「ここに」の意を表わす「於是」の用実意の語として使用されていて、接続の語としての「介時」と古の時」など)といった用法も少なくはないが、これらの多くは古の時」など)や「名詞の時」(「徃「糸時」に類する表現に「于時」「此時」「是時」があり、また

代語概説」に、次の言及がある。 「於是」の語については、『時代別国語大辞典 上代編』の「上

日本語には、本来接続詞の役を果たす語はない。接続の成り行きである。このような用法に立つカレ・ココニ然の成り行きである。このような用法に立つカレ・ココニなどは、もはや代名詞ないしこれを含む連語とはせず、接続詞ないし接続詞的性格の語として扱わねばならない。接続の日本語には、本来接続詞の役を果たす語はない。接続の日本語には、本来接続詞の役を果たす語はない。接続の日本語には、本来接続詞の役を果たす語はない。接続の日本語には、本来接続詞の役を果たす語はない。接続の日本語には、本来接続詞の役を果たす語はない。接続の表に対して扱わればならない。

が無い。因みに、『出雲國風土記』においては「于時」「ある。対して『出雲國風土記』においては「於是」の類のある。対して『出雲國風土記』においては「於是」の類の が三○例(逸文を含めると三一例)、「於此」が二例(逸文を含める) よって偏りがある。これを一覧表示すると次のようにな! 「是時」の例も無い。このように、「於是」の語についてス

豊後	肥前	常陸	出雲	播磨	
0	1	0	28	31 (32)	
0	0	10	0	30 (31)	於是
4	1	0	0	0	於茲
0	1	0	0	2 (3)	於此

例もほぼ均衡する数値で見られる。この用例の分布状況を検証 値は逸文中の用例の加算値(内数)である。 **介時」の例と共に、「ここに」の語を示す「於是」(於此・** 書物によって偏りがある中で、『播磨國風土記』におい 右の表で、『播磨國風土記』における(括弧)付けで示

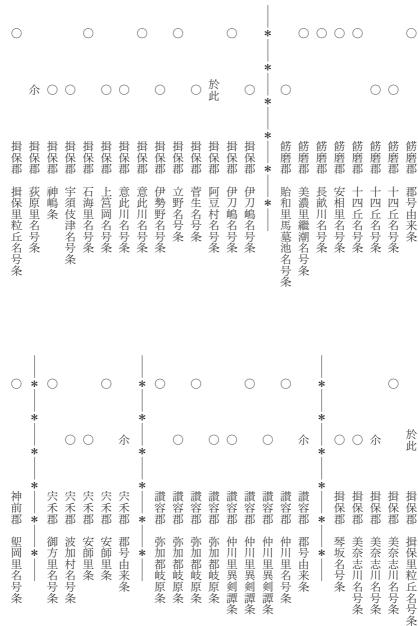
すると以下のようになる。用例一例ごとの出現順に、その存在

*

*

*

する討当箇所	のに ○印を付り			- 於此」と - 介」(こ
こに)につい		書き込んで	示した。	
介時	於是	用例箇	所	
	0	逸文・幸		「明石驛家」条
:		:「介保都比		条は赤石郡記事か?
0		逸文・属		「介保都比賣命」条
	介	逸文・属		「介保都比賣命」条
	於此	逸文・属	郡未詳	「介保都比賣命」条
*	**-	-**-	*	
0		賀古郡	比礼墓条	条
	0	賀古郡	比礼墓条	条
0		賀古郡	比礼墓条	条
	0	賀古郡	比礼墓条	条
	0	賀古郡	比礼墓条	条
	0	賀古郡	比礼墓条	条
	介	賀古郡	比礼墓条	条
	0	賀古郡	比礼墓条	条
	0	賀古郡	舟引原名号条	名号条
0		賀古郡	郡末	南毗都麻条
	0	賀古郡	郡末	南毗都麻条
0		賀古郡	郡末	南毗都麻条
	こに、に、につい。 (本) につい。 (本) につい。 (本) につい。 (本) につい。	* * *		直接に書き込んで示した 直接に書き込んで示した 直接に書き込んで示した 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一



右によると、	*			0	*	0		0		0	0		0	*			0		*	0	\circ	
	*				*									*					*			
伸前耶の列のように、	*	介	介		*		介		0			0		*	0	0		0	*			
り	*	عرد	عبد	عبد	*	-1-11-1	-1-11-1	-1111	-1111	- /	- /	-1111	-fara	*	=-	=-	=-	=-	*	ملما	ماداد	
ように、	*	美囊郡	美囊郡	美囊郡	*	賀毛郡	賀毛郡	賀毛郡	賀毛郡	賀毛郡	賀毛郡	賀毛郡	賀毛郡	*	託賀郡	託賀郡	託賀郡	託賀郡	*	神前郡	神前郡	
「於是」(於比・尒)の列が	*	志深里名号条	志深里名号条	志深里名号条	*	河内里敷草由来条	河内里敷草由来条	雲潤里名号条	小目野名号条	小目野名号条	玉野村二皇子条	玉野村二皇子条	伎須美野名号条	*	都太岐名号条	都太岐名号条	都太岐名号条	荒田名号条	*	粳岡条	多駝里名号条	

前記の小野田光雄氏の論は、「尓時」ではない「尓」についての「南毗都麻条」が印南郡ということになり、やはり全郡において例が見られることになる。なお右では、印南郡を立てない新編日本古典文学全集の見い、の「南毗都麻条」が印南郡ということになり、やはり全郡において例が見られることになる。

所仅書こより、そのママの表見こよって、引用する。のみが異なるだけであり、当初原稿と所収書は同一であるが、いる。引用箇所については『播磨國風土記』という書名の呼称であり、『古事記』の文章についてではあるが、次の指摘をして

- 下位に屬して文脈進展に參與する承上の詞としての用法を (1)、(1)の (1)の 1に擧げた二五四例の「尓」は「於是」の「収書により、そのママの表現によって、引用する。
- だけである。 異のもので、唯播磨國風土記に非常に近い用法が見られる(2)、かゝる用法は、支那に於いても見られない古事記特

原則とする。

を暗示するものと思う。 (3)、古事記と播磨國風土記のかゝる特質は、兩者の關係

そうした『古事記』の文章展開がそのまま該当するものではななっていることかと理解できるが、『播磨國風土記』においては、明していて、なるほど『古事記』においてはそういう文構造にが位置するということを、小野田光雄氏は入れ子型の図示で説の「於是」で総括される文章中の下位単位に「故」や「爾」

見られない郡も存在するが、他は全郡と言ってよいほどまでに、

で示すの 記 田 『光雄氏の指摘は念頭 に ではなく、 に該当するものでは 示 L たように、 出現順に一覧化して一々掲出 神 に置いて良いが 前 ないことを確 0 「於是 認 が するために、 その 無 61 ま L 事 ま 例 もあ 磨國 る。

ことを示し、校訂箇所には校訂字を[]で括って右傍に示した。郡の「比礼墓条」を取り上げる。×マークは文字が存在しない次に具体例を挙げて見てみよう。比較的用例が集中する賀古

滿」舟。 即取下為 之八咫釼之、 所以另 雖以然猶 国人小玉申 賀毛郡山直等始祖 好告哉 岡 有 到 而覓訪之。 度」。 須受武良首對日、「是別 度子得」賃、 褶墓 比礼 |道行儲|之弟縵」、投 到 冏 即 供 故号 閇 攝津 曰、「我 上結尓八咫勾××、 墨|者、昔大帶日子命、 進御食。 度子對日、 津 度 国 告首。 於是 坐 於南毗都 息長命〔一名伊志治〕為 乃度之。故、 爲::天皇贄人:否」。 高瀬之済、 神、 故、 白犬、 「遂欲」度者冝」賜;;度賃;」。 大御 御 日 食。 麻嶋。 天皇知り 画 嬢所」養之犬也」。 向 津 一入舟中 海長嘘。 御井。 請」欲」度 故 齒命子、 下結尔麻布都 云、朕君済。 於是 印 号 在 | 尓時| 勅 天皇、 介時 南 -阿閇村 於此 別嬢 |此河。 則 伊 天皇問云、 以媒而、 印南別 緩光 波 遂到 乃到 都 少嶋 天皇勅云 云 度子紀伊 比 又捕 :賀古松 三赤名☲ 赤名☲ 病、 病、 病 然 誂下行 於是 古 ||朕公 命。 聞

> 墓。 嬢 故、 御 造 年 雲臣比須良比賣、 造 号二大中伊 於是 南 遷 \exists 魚 ΪĬ ||宮於賀古松原||而還。 於城 一贄殿 一之時、 但得三匣与云褶。 日二高宮村。 於是天皇、 御舟 為 不 於此宮。 宮田村 之處、 細 進二御 遂 志治。 坏 勅云、 大飄自二川下 度 別嬢 物。 紅相遇、 即 戀悲誓云、「不」食:此川之物」」 贄。 即 還到:迎印 仍 是時、 給 此 故 号:|贄田村。造」宮之處、 即 後得::御病:、 於息長命。 勅 始成 |處浪響鳥聲甚譁」。 云 墓於日岡 造 或人於」此堀一出冷水。 以一此二物一、葬一於其墓。故号一褶 来 御坏江。 「此嶋隠愛妻」。 「昏也。 ||酒殿||之處 合而 南六継村、 纒一入其尸於川 墓有一賀古驛西。 煀 而葬之。 以後別嬢掃 勅云」者、「藥也」。 又 一秒梜 (三条西家本、三~三一 乗 即 南 始 _ 伊 仍号: 擧 舟之 即号三舘村。又 成一密 中。 志 床 号 心治。 |其尸|度 故曰 由此其川 處 求」南不 八仕奉、 酒屋 有 上手至 於高宮。 事。 毗都 尒 以 松原 故、 部 別 出

行でます。[詩に] 摂津国の高瀬の済に到りまして、此の河のいまたと、」。智慧と号くる所以は、昔大帯日子命、いまないでり、一番に麻布都鏡を繋く。[詩に] 賀毛郡の山。直を繋く、下結に麻布都鏡を繋く。[詩に] 賀毛郡の山。直を繋く、下結に麻布都鏡を繋く。[詩に] 賀毛郡の山。直を繋く、下結に麻布都鏡を繋く。[詩に] 賀毛郡の山。直を繋く、下結に麻布都鏡を繋く。[詩に] 賀毛郡の山。直を繋く、下結に麻布都鏡を繋く。[詩に] 賀毛郡の山。直を繋く、下結に麻布都鏡を繋く。[詩に] 賀毛郡は、た思勾玉神、は、ままない。

| 國風

土記

の国府編集

の島の隠愛妻はも」とのりたまふ。仍りて南毘都麻と号けふ。遂に度りて相遇ひたまひ、勅して云りたまひしく「此る。と、舟に乗りたまふ処は、楉を以ちて樹津と作したまく。 天、舟に乗りたまふ処は、楉を以ちて樹津と作したまく。 ま へる犬そ」とまをす。天皇、勅して云りたまひしく、「好くめたまひき。須受武良首が当っているく、「是は別嬢の養めたまひき。須受武良言がいる。 子対へて曰さく、「遂に度らむと欲はば、度の賃を賜ふべし」しく、「朕公、然はあれども猶し度せ」とのりたまひき。度我、天皇の贄人にありや否や」とまをしき。「尔時勅云ひっぱ、天皇の贄人にありや否や」とまをしき。 とまをしき。 [ここに]、 舟の中に つるかも」とのりたまふ。故告首と号く。乃ち、 5 を掘杪れ ここに御舟と別嬢の舟と同に編みき。 投げ入れたまへば、 も」とのりたまふ。 るは伊志治なり。 たまふ。 たまふ処は、描を以ちて榭津と作したま御环物と為したまふ。故、御环江と号側を供進りき。故、御环江と号の食を供進りき。故、阿閉村と号く。 即ち道行の儲と為せる弟縵を取り 度子り 7紀伊国 |介に||名を大中の伊志治 の人小玉申日 で、阿閉村と号く。 即ち、度らむと 度らむと 天

> に葬りき。故褶墓と号けき。[ここに]天皇、恋ひ悲しみ誓ひ正と褶とのみ得つ。即ち、此の二つの物を以ちて、其の墓其の屍を川中に纏き入れき。 と号けき。 其の屍を挙げて印南川を度る時、 其の宮に薨りたまひき。即ち、墓を口の宮に薨りたまひき。即ち、墓を口 たまひ 刺して者に云りたまはく、「薬はも」ない。 ないとの川の年魚をば、御贄に進らず。終て其の川の年魚をば、御贄に進らず。終 て云はく、「此の川の物を食はじ」との 、出しき。故松原御井と曰ふ。 だれまうばらみ ね いだ かれまうばらみ ね いまりましき。宮を賀古松原に造りて愛りましき。 川を度る時、大き飄の川下より来り、即ち、墓を日岡に作りて葬りまつる。 口ふ。勅していた。 南を求げども得ずして、 も」とかたりたまふ。 後に得御や て云はく、「 りたまふ。 始め 或人此に、 7 密事を成 病みたまひ、 此ぇ に 由ょ 即 但能

これらは意味展開上、存在しなくても説話展開は可能である。マークして示し、近似語の「ときに」(時)を|破線囲み|で示した。「そのとき」(〈^時)、ここに」(於是・於此・介)の語を|囲み|で

の用例に該当しない。

の用例に該当しない。

の用例に該当しない。

の用例に該当しない。

の用例に該当しない。

の用例に該当しない。

三、おわりに

右の賀古郡の「比礼墓」条のみに「尒時」(沵時)や「於是」(於是不幸」、など、文字数を整えるために措置しているでは無いが、「尒時勅云」「於是天皇」「於是白犬」「於是御舟」と位置付けることになる。それらの例は、全例に該当するもの的に出現するのであるが、国庁レベルでの手によるものであると位置付けることになる。それらの例は、全例に該当するものと位置付けることになる。それらの例は、全例に該当するものと位置付けることになる。それらの例は、全例に接当に返出れる例も少なからず存在する。

点が少なくない。 「尓」(糸・爾)に関する論考はより多くの先行研究を挙げている。それらの論が指らの論考はより多くの先行研究を挙げている。それらの論が指氏・小島憲之氏・矢嶋泉氏・瀬間正之氏の論を引いたが、それ氏・小島憲之氏・矢嶋泉氏・瀬間正之氏の論を引いたが、それ

で文章上整える作業がなされていたということを指摘した。誤善当稿は、郡から提出された風土記原案稿について国庁レベル

現伝本が承け伝へてゐる」としている通りである。

現伝本が承け伝へてゐる」としている通りである。。

現伝本が承け伝へてゐる」としている通りである。。『出雲國風土記』においては、先に示した『豊後國風土記』同様に、古いるということを具体的に示したことがあるが、『播磨されているということを具体的に示したことがあるが、『播磨においては、郡から提出された原案稿が再編され大きく再編集においては、郡から提出されたに違いない。『出雲國風土記』現伝本が承け伝へてゐる」としている通りである。

主

- 2)黄岡養全『出雲園風上記』三多郡三睪那条こつって―その欠本から―・いて―」(『三重大学日本語学文学』二四号、二〇一三年六月)。「)廣岡義隆「異剣譚寸考―『播磨園風土記』讃容郡仲川里条の記事につ
- (『上代文学』──二号、二○一四年四月)。
- (3)小野田光雄氏「古事記の助字「尓」について」(『古事記年報』二号、一九五五年一月、同氏『古事記釋日本紀風土記ノ文獻學的研究』所収)。一九五五年一月、同氏『古事記釋日本紀風土記ノ文獻學的研究』所収)。
- (5) 正倉院仮名文書は『南京遺文』(佐佐木信綱、一九二一年一〇月) に「萬 葉假名文文書、甲」(天平寶字六年以前)・「萬葉假名文文書、兄」(天平 寶字頃か)として収められ、また『正倉院古文書が成られている。正 倉院文書続修別集第四八巻であり、甲種文書・乙種文書共に『大日本古文書』には未収である。甲種文書(第十紙)の裏は天平寶字六年正月 大書』には未収である。甲種文書(第十紙)の裏は天平寶字六年正月 大書」には未収である。甲種文書(第十紙)の裏は天平寶字六年正月 大書」には未収である。甲種文書(第十紙)の裏は天平寶字六年正月 大書」には未収である。甲種文書(第十紙)の裏は天平寶字六年正月 大日本古文書、兄」(天平 寶字頃か)として収められ、また『正倉院古文書影印集成』十三(八木 第一紙)の裏は石山寺所食物 である。田種文書(第十紙)の裏は天平寶字六年以前)・「萬葉假名文文書、乙」(天平 第一紙)の裏はほ

印集成』十四(続修別集裏)に収められている。これにより、 (甲) の年代が天平寳字六年以前であることが判明する。 」の名で所収)である。この石山寺関係裏文書は『正倉院古文書影 仮名文書

- (6) 『時代別国語大辞典 上代編』 (三省堂、一九六七年一二月) の「上代 の「之加毛」「之可流可由恵尓」「之可毛」を取り上げ言及している。 語概説」の第五章「文章」(五七頁)で、接続詞としてこの「尺牘二通
- (7) 瀬間正之氏「古事記「爾」再論」(西宮一民氏編『上代語と表記』、お うふう、二○○○年一○月、所収)。
- (8) 小野田光雄氏、当稿注 (3)。
- (9) 小島憲之氏「古事記の文章」(『古事記大成』第三巻、言語文字篇 一九五七年一二月。同氏『上代日本文學と中國文學』上、
- (11)矢嶋泉氏「『古事記』に於ける接続語の頻用をめぐって」(『上代文学』 六八号、一九九二年四月、同氏『古事記の文字世界』所収)。
- (11) 瀬間正之氏、当稿注 (7)。
- (1)『藝文類聚』の検索は東京大学齋藤希史氏研究室データーベース「藝文 類聚索引」(http://friday.c.u-tokyo.ac.jp/ywlj_UTF8.html) を活用した。 小島憲之氏、当稿注(9)の所収書、上二四九頁。
- (1)『大正蔵』は『大正新脩大蔵経』の略称。検索はテキストデータベース (http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/data base.html) を活用した。
- 15) 『時代別国語大辞典》上代編』(当稿注6) 「上代語概説」第三章「文法 の「三 品詞各論 (上)」(三七頁)。
- .16)逸文「帔揺岑」には「於是」の一例があるが、これは乙類の『筑紫風 土記』であり、『肥前國風土記』とは別の本になる。

- (1)『出雲國風土記』嶋根郡「朝酌促戸」条の 現象であり、飛び跳ねて乾物となった魚が鳥に食べられるということを にも「於烏」とある。「鳥」字が「烏」字になるのは写本に往々見られる の本文「於鳥」を「於是」と見る本がある。しかし細川家本にも倉野本 言っている。「於是」の唯一例を作ることは無い。 「於鳥被捕」(鳥に捕はる)
- 18) 植垣節也氏『風土記』新編日本古典文学全集5(小学館、一九九七年 たと推定される。」(二五頁、頭注一〇)。 印南の郡制施行は風土記編述よりも後で、当時は賀古の郡の一部であっ 十九年(七四七)の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』である。…中略… 述当時に印南の郡が存在した証はない。印南の郡の文献初出は天平 一〇月)による。賀古郡「印南浦」条に植垣節也氏は頭注して次のよう に指摘している。「ここは印南の郡の冒頭と解されてきたが、風土記編
- (19) 小野田光雄氏、当稿注 (3)。
- 一考察─」(大阪大学『語文』一○○・一○一輯合併号、二○一三年(20) 廣岡義隆「佐太大神条をめぐって─『出雲國風土記』の成書過程の 一二月。
- (2) 秋本吉郎氏「播磨国風土記未精撰考」(『風土記の研究』ミネルヴァ書 房、一九六三年一○月)。当稿冒頭の「はじめに」で引いたところである。

付記 なお当稿と並行して、注(2)に示した「『出雲國風土記』仁多郡 底している。参照されたい。 三澤郷条について-その文体から-」を執筆した。問題意識が通

[ひろおか よしたか 本学元教員_